別紙第２

基　本　契　約　条　項

役務請負契約条項

（総　則）

第１条　この契約に定める条件に従い、乙は仕様書等（仕様書、図面、承認図面、見本及びその他参考図書。以下同じ。）に基づき、この契約の給付の目的である物品（役務対象物品を含み、ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。）（以下「契約物品」という。）の組立・調整・改造若しくは修理又は役務の提供（以下「役務」という。）を行い、契約期限（以下「納期」という。）までに給付を完了し、甲は乙にその役務の代金を支払うものとする。

２　乙は、この契約により、図面又は見本の承認或いは作業工程等の了解を必要とするものにあっては、あらかじめ甲に提出し、甲の承認を受けた後でなければ役務を行ってはならない。

（債権譲渡の承認）

第２条　乙は、甲の書面による承認を受けないで、この契約の履行の全部又は一部を第三者に委任し又は請負わせ、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し又は承継させ若しくは担保に供してはならない。

（下請負）

第３条　乙は、役務を第三者に請負わせる場合においても、この契約により乙の義務とされている事項につきその責めを免れない。

（特許権等の使用）

第４条　乙は、この契約の履行にあたり、第三者の有する特許権、実用新案権又は意匠権にかかる特許発明、実用新案又は意匠の実施について責任を負うものとする。

（契約金額）

第５条　契約金額には、梱包費及び運賃を含むものとする。

（契約の変更）

第６条　甲は、乙と協議の上、乙が役務を完了するまでの間において、仕様書・納地・納期その他この契約に定める条件を変更することができる。

２　前項により、契約金額の変更を要するときは、甲乙協議の上、これを行うものとする。

３　契約金額の変更を行うときは、乙は甲にその変更に関する見積書を提出しなければならない。

４　第１項の協議の結果、契約金額を変更する必要が生じた場合において、以後しばしば契約金額の変更の必要を生ずる見込みがあるとき、その他相当と認めるときは、甲乙協議の上、その際契約金額の変更のための措置をとることなく、後日これをまとめて行うこととすることができる。

（仕様書等の疑義）

第７条　乙は、仕様書等に疑義がある場合には、速やかに甲に通知し、その指示を受けなければならない。

（発見役務の届出）

第８条　乙は、契約書又は仕様書等に定める役務以外の契約物品について役務を行うべき箇所（以下「発見役務箇所」という。）がある場合には、速やかに甲に届け出なければならない。

（官給品等の支給又は貸付）

第９条　乙がこの契約の履行のため支給又は貸付を受ける材料、部品、治工具、測定具類等（ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。）（以下「官給品等」という。）の品目・数量、支給又は貸付を受ける期日及び場所その他必要な事項は、仕様書の定めるところによる。

（サプライチェーン・リスクへの対応）

第１０条　乙は、契約物品又は官給品等について、情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。以下「障害等リスク」という。）が潜在すると知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等（以下「ソースコード等」という。）の埋込み又は組込みその他甲の意図せざる変更を行ってはならない。

２　乙は、契約物品及び官給品等について、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきソースコード等の埋込み又は組込みその他甲の意図せざる変更が行われないように相応の注意をもって管理しなければならない。

３　乙は、契約物品又は官給品等について、甲の能力に対抗し、若しくはこれ

を棄損する動機を有するおそれのある者又はその者から不当な影響を受けるおそれのある者が開発、設計又は製作したソースコード等（乙がその存在を認知し、かつ、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきものに限り、主要国において広く普遍的に受け入れられているものを除く。）を直接又は間接に導入し、又は組み込む場合には、これによって障害等リスクを有意に増大しないことを調査、試験その他の任意の方法により確認又は判定するものとする。

4　甲は、乙がもっぱら甲の仕様のために特に導入し、又は組み込むソースコード等の全部又は一部に係る障害等リスクについて乙から照会を受けた場合であって、乙による前３項の規定の実施を補完する必要があると認めるときは、相応の期間をもってこれに回答するものとする。

5　第１項から第３項までに定めるもののほか、乙は、特約条項及び仕様書の定めるところにより、サプライチェーン・リスク（契約物品又は官給品等の取扱いに係るサプライチェーンにおいて、障害等のリスクが潜在するソースコード等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更が行われるリスクをいう。）に確実に対応しなければならない。

6　第１条第２項及び第３条の規定は、前５項についても適用する。

（官給品等の引渡し及び保管）

第１１条　乙は、甲から官給品等の引渡しを受ける場合には、これに立ち会い、品目・数量等について仕様書等と照合の上、異状（品質又は規格が使用に不適当な場合を含む。）の有無及び数量の過不足を確認するものとし、異常又は数量の過不足を発見したときには、直ちに甲に申し出てその指示を受けるものとする。

2　乙は、甲から官給品等の引渡しを受けたときは、これと引換えに受領書を甲に提出するものとする。

3　乙は、甲から引渡しを受けた官給品等を善良なる管理者の注意をもって保管し、この契約の目的以外に使用し又は利用してはならない。

4　乙が行った役務に関し官給品等の性質により契約物品に生じた契約不適合については、乙は、この契約に定める責めを免れる。ただし、乙が官給品等の異状を知って速やかに甲に告げなかったときは、この限りでない。

（官給品等の返還）

第１２条　乙は、役務の全部又は一部の完了・契約の変更・契約の解除等により、甲から引渡された官給品等のうち不用となったものがあるときは、速やかに甲に通知し、甲の指示するところに従い、返品書を添えてこれを甲に返還しなければならない。

（官給品等の滅失又は損傷）

第１３条　乙が故意又は過失その他乙の責に帰すべき事由により、官給品等を滅失又は損傷したときには、甲の指示するところに従い、官給品等の修補若しくは代替品の納付を行い又はその損害を賠償しなければならない。

２　前項に規定する損害賠償の額は、甲乙協議して定める。

３　甲は、乙が第１項の規定に基づく損害賠償額を甲が指定する期限までに納付しない場合は、当該損害賠償額に対し、期限の終了した日の翌日から納付のあった日までの日数に対して年３．０％の利息を付して徴収するものとする。

（契約物品の引渡し及び保管）

第１４条　乙は、甲から契約物品の引渡しを受けるときは、これに立ち会い、契約物品の種類・数量等について仕様書等と照合の上、異常（品質又は規格が役務に不適当な場合を含む。）の有無及び数量の過不足を確認するものとし、異状又は数量の過不足を発見したときは、直ちに甲に申し出てその指示を受けなければならない。

２　乙は、甲から契約物品の引渡しを受けたときは、これと引換えに受領書を甲に提出しなければならない。

３　乙は、甲から引渡しを受けた契約物品を善良なる管理者の注意をもって保管するとともに、この契約の目的以外に使用し又は利用してはならない。

４　乙は、契約の変更、契約の解除等により、甲から引き渡された契約物品のうち不用となったものがあるときは、速やかに甲に通知し、甲の指示するところに従い、返品書を添えてこれを甲に返還しなければならない。

（監督職員の派遣）

第１５条　甲は、この契約の履行に関する事務の処理及び監督を行うため、甲の指定する者（以下「監督職員」という。）を乙の工場又は事業所（下請負者の工場又は事務所を含む。）に派遣することができる。

２　乙は、監督職員の職務の執行に協力するものとする。

（納期の無償延期）

第１６条　乙は、天災地変その他の乙の責に帰し難い事由に因り、この契約に定める納期内に義務を履行することができないときは、その事由を詳記して納期の猶予を甲に申請することができる。

この場合、甲が乙の申請を正当と認めたときは、無償で納期を延期することができる。

（納期の有償延期）

第１７条　乙は、この契約に定める納期内に義務を履行することができないときは、その事由を詳記して納期の猶予を甲に申請しなければならない。

２　甲は、前項の申請があった場合においては、契約の目的の達成に支障がないと認める日まで納期を延期することができる。

３　乙は、納期を過ぎた後においても第１項の申請をすることができる。

４　乙は、第２項の規定により納期を猶予された場合においては、延納日数に応じて、延納分に相当する代金に対し、１日につき０．１％の率を乗じて計算した金額を延納金として納付しなければならない。ただし、延納分に相当する代金の１０％の金額をもって限度額とする。

５　前号の規定において「延納日数」とは、次の各号に掲げる日数から第１６条の規定により納期の延期を認めた日数を除いた日数をいう。

（１）納期以前にされた申請に基づいて納期が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入したときは、従前の納期の翌日から納入した日までの日数

（２）納期以前にされた申請に基づいて納期を猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入しなかったときは、従前の納期の翌日から猶予された日までの日数

（３）納期を過ぎた後においてされた申請に基づいて納期が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入したときは、申請した日の翌日から納入した日までの日数

（４）納期を過ぎた後においてされた申請に基づいて納期が猶予された場合において、猶予された日までの延納分を納入しなかったときは、申請した日の翌日から猶予された日までの日数

６　前項の規定の適用においては、納入は第２１条の届出があった時にされたものとする。

７　乙は、甲が指定する期日までに第４項の延納金を支払わない場合は、その期限の終了した日の翌日から支払のあった日までの日数に応じ、当該延納金に対し、３．０％の率を乗じて計算した金額を遅延利息として甲に支払わなければならない。

（遅滞金）

第１８条　乙は、役務の完了が納期に遅れた場合には遅滞日数に応じ遅滞分に相当する代金に対し、１日につき０．３％の率を乗じて計算した金額を遅滞金として甲に支払わなければならない。

２　前項の規定において「遅滞日数」とは、納期の翌日から遅滞分を納入した日（納期を過ぎた後においてされた申請に基づいて納期が猶予された場合においては、当該申請があった日）までの日数から第１６条の規定により遅れた日数を除いた日数をいう。

３　前条第６項の規定、前項の場合に準用し、前条第７項の規定は第１項の場合に準用する。

（完成検査）

第１９条　乙は、契約書、仕様書等において完成検査を行わないこととされている場合を除き、役務を行った契約物品を納地に送付するのに先立ち、乙が行った役務に関し、甲の完成検査を受けなければならない。

２　完成検査は、甲の指名した検査官（以下、「検査官」という。）により、契約書、仕様書等に基づいて行われるものとする。

３　完成検査においては、乙が行った役務に関し、契約物品の品質が契約書、仕様書等に適合するか否かにより、合格又は不合格の判定を行うものとする。

４　検査官は、前項の規定により合格と判定した場合は、速やかに完成検査合格証を乙に交付するものとする。

５　乙は、完成検査に立ち会わなければならない。

（完成検査の期日及び場所）

第２０条　乙は、完成検査を受けようとする期日及び場所について甲に申請するものとする。

２　甲又は乙は、完成検査の実施の期日又は場所を変更する必要が生じた場合

は遅滞なく相手方に通知し、協議の上、新たな期日又は場所を定めなければならない。

３　乙は、完成検査の期日までに、必要な準備を完了しなければならない。

（給付の終了）

第２１条　乙は、役務を終了した場合、契約物品の改造にあっては納品書、その他の役務にあっては完了届によりその旨を甲に届け出なければならない。

２　甲は、前項の届出に対しては、天災地変その他やむを得ない事由に因る場合のほか、受理を拒否することはできない。

３　乙は、この契約の役務により発生材を生じた場合は、第１項の規定による納入の届け出と同時に納品書により発生材を甲に返納するものとする。

４　第１項の規定により甲が乙から給付を終了した旨の届け出を受理した日をもって、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第５条に規定する「給付を終了した旨の通知を受けた日」とする。

（受領検査及び検査期間）

第２２条　甲は、前条の届出があった場合は、当該届出に係る役務について、この契約に基づく給付の完了の確認のため、検査官により受領検査を実施させるものとする。ただし、甲は第１９条に規定にする完成検査と同時に行うことができる。

２　受領検査は、納品書及び完成検査合格証等を確認した上、乙の行った契約が契約書、仕様書等に適合するか否かにより合格又は不合格の判定を行うものとする。

３　前項の検査は、第２１条第４項の規定による「給付を終了した旨の通知を受けた日」から起算して１０日（以下「検査期間」という。）以内の日に完了しなければならない。

４　乙は、受領検査に立ち会うことができる。

５　乙は、検査官に対し検査の日時その他必要な事項の通知を求めることができる。

（部品等の所有権の移転）

第２３条　契約物品に付加した物品の所有権は、甲が受領の際の検査の結果、当該契約物品を合格品と認めたときをもって乙から甲に移転するものとする。

（危険負担）

第２４条　甲乙双方の責めに帰することができない理由により、役務の全部又は一部を履行することができなくなった場合は、乙は当該部分についての役務の履行の義務を免れるものとし、甲はその代金の支払の義務を免れるものとする。

２　甲の責めに帰すべき理由により、乙が役務の全部又は一部を履行することができなくなった場合は、乙は、当該部分についての役務の履行の義務を免れるものとし、甲は、乙に代金（乙が役務の履行の義務を免れたことによって得た利益に相当する金額を除く。）を支払うものとする。

３　前項の場合において、乙が保険金、損害賠償、その他の代償又はそのような代償の請求権を取得したときは、甲は、その価格の限度で代金の支払義務を免れる。

（役務の契約不適合）

第２５条　甲は、乙が行った役務に関し、給付完了後に甲に引き渡した契約物品又は役務に契約不適合（供給された役務が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないこと。）を発見したときは、乙に対し直ちに通知し、適当の期限を定めて代替品と取替させ、若しくは修補又は損害賠償を請求することができる。

２　前項に規定する損害賠償の額は、甲乙協議して定めるものとする。

３　甲は、乙が甲の指定する期限までに第１項に規定する代替品との取替え又は補修を行わない場合は、第１７条の規定を準用する。

４　甲は、乙が第１項に規定する損害賠償額を甲が指定する期限までに納付しない場合は、第１３条第３項の規定を準用する。

（代金の支払）

第２６条　この契約に定める役務の代金は、第２１条に定める納品書又は完了届を受理した後、適法な支払請求書を甲に提出し、甲がこれを受理した日から起算して３０日（以下「約定期間」という。）以内の日に支払うものとする。

（相　殺）

第２７条　甲は、乙が甲に支払うべき金銭債務がある場合には、この契約に基づき乙に支払うべき代金と相殺することができる。

（支払遅延利息）

第２８条　甲が第２６条に規定する約定期間までに代金を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、当該未支払金額に対し、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条第１項の規定に基づき定められる率」を乗じて計算した金額の遅延利息を乙に支払わなければならない。ただし、約定期間までに支払いをしないことが天災地変等やむを得ない事由に因る場合は、当該事由の継続する期間は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

２　前項の規定により計算した遅延利息の額が１００円未満である場合は、遅延利息を支払うことを要せず、その額に１００円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。

３　甲が第２２条に規定する検査期間までに合否の判定をしないときは、その期間を経過した日から完了を確認した日までの期間の日数は約定期間の日数から差引くものとし、又当該遅延期間が約定期間の日数を超える場合には約定期間は満了したものとみなし、甲はその超える日数に応じ前項の計算の例に準じ前項に定める利率をもって計算した金額の遅延利息を乙に対し支払わなければならない。

（契約保証金の処分）

第２９条　乙がその責に帰すべき事由によりこの契約に違反（納入延期を除く。）したときは、乙が納付している契約保証金は国庫に帰属する。

２　前項のほか、この契約により乙が甲に対し損害を賠償する場合、その賠償額が契約保証金に満たないときは、契約保証金は国庫に帰属する。又契約保証金額を超えるときは、当該保証金は国庫に帰属するほか乙はその不足額を甲に納付しなければならない。

（契約の無償解除）

第３０条　甲は、天災地変その他乙の責に帰し難い事由に因り、乙が契約の解除を申し出て甲がこれを認めたときは、この契約の全部又は一部を無償で解除することができる。

（甲の解除権）

第３１条　甲は、乙が次の各号の一に該当すると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除するものとする。

（１）　乙の責に帰する事由（乙の資産信用が著しく低下した場合を含む。）により契約納期又は甲の承認した納期内に乙が契約の全部又は一部を履行する見込みがない場合

（２）　乙が第２条に違反した場合

（３）　乙又はその使用人が甲の行う検査に際し、不正行為を行い又は甲若しくは甲の指定する検査官の職務を妨げた場合

（４）　前各号に掲げる場合のほか、乙が契約上の義務に違反したことによって契約の目的を達する見込みがない場合

２　甲は、前項に定める場合のほか、甲の都合によって解約年月日を明示した文書によりこの契約の全部又は一部を解除することができる。

（乙の解除権）

第３２条　乙は、甲がその責めに帰すべき理由により契約上の義務に違反した場合においては、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

（違約金）

第３３条　甲は、乙の責めに帰すべき理由によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、代金（一部解除の場合は、解除部分に相当する代金）の１０％の金額を乙から違約金として徴収するものとする。

２　前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲はその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

３　第１７条第７項の規定は、違約金の徴収の場合に準用する。

（損害賠償）

第３４条　乙は、第３１条第２項の規定により、この契約の全部又は一部を解除された場合は、損害賠償の請求をすることができる。ただし、乙が同意して解除した場合又は乙が納期までに役務を完了しなかったことにより契約を解除した場合は、この限りではない。

２　第３２条の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、乙が乙の生じた実際の損害につき賠償を請求することを妨げない。

３　第２項に規定する損害賠償の請求は、解除の日から３０日以内に文書により行わなければならない。

（相手方に対する通知の効力発生の時期）

第３５条　甲から乙に対する文書の通知は発信の日から、乙から甲に対する文書の通知は受信の日からそれぞれ効力を発生するものとする。

（秘密の保持）

第３６条　甲及び乙は、この契約の履行に際し知り得た相手方の秘密を第三者に洩らし又は利用してはならない。

（原価調査）

第３７条　甲は、この契約の締結に先立って原価計算方式により算定した予定価格に係る実際の原価を確認する必要がある場合、又はこの契約に基づいて生じた損害賠償、違約金その他金銭債権の保全若しくはその額の算定等の適正を図るため必要がある場合は、乙に対し、その業務若しくは資産の状況に関して質問し、帳票類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出又は提示を求め、又は甲の職員を乙の営業所、工場その他の関係場所に立ち入らせ、調査させることができる。

２　甲は、前項に定めるもののほか、この契約の事後に締結する契約の契約金額の適正を期するため、原価調査を行う必要がある場合は、乙に対し、この契約に係る支払金額に影響を与えないことを前提として前項の調査を実施することができる。

３　乙は、やむを得ない理由がある場合を除き、前２項に規定する調査に協力するものとする。

（納入上の甲の指示）

第３８条　乙は、この契約書に記載のない事項でも、役務完了物品の納入上、甲の指示に従う慣行がある事項については、甲の指示に従わなければならない。

（紛争又は疑義の解決方法）

第３９条　この契約について定めのない事項及び甲乙間に紛争又は疑義の生じた事項については、その都度甲乙協議して解決するものとする。

（その他）

第４０条　この契約においては、乙は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和４年９月１３日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人

権尊重に取り組むよう努めるものとする。

（裁判管轄）

第４１条　この契約に関する訴訟は、東京地方裁判所の管轄に属するものとする。